

請願書

令和5年2月6日

東郷町議会議長 加藤 宏明 殿

請願者

武藤 直広

麦 雅好

紹介議員

氏名

芳園 ひでこ

歯科保健事業を拡充し、保険でより良い歯科医療の実現を求める意見書の採択を求める請願書

請願の趣旨

新型コロナウイルス感染が世界的に広がりを見せる中、感染の恐れから、診療の必要があるにもかかわらず受診を控え、重症化してしまった事例の報告が、医科・歯科を問わず大変多く聞かれます。

歯科分野では、口腔内の衛生管理を行う歯科医療や口腔ケアは感染予防に有効である上、全身の健康や生活の質の向上にもつながることが明らかになっており、日常的に住民の口腔衛生を啓蒙する歯科保健事業の充実が求められています。また、全ての国民が切れ目のない歯科健診が受けられるようにするために、厚労省の令和5年度予算案に計上するなど国民皆歯科健診が具体化され始めているところです。

しかしながら、歯科医療の現場では、感染の恐れだけでなく、そもそも治療費の負担の問題から受診をしにくいという患者さんも依然多くみられます。学校健診などでは治療が必要とされながら、経済的な理由で受診をできない児童・生徒が多いことも報告されています。また、歯列咬合異常を指摘されても歯科矯正治療が保険適用されていない問題があり、一昨年「子どもの歯科矯正に保険適用の拡充を求める」請願が衆議院厚労委員会で採択され、その具体化が求められています。

医療技術の進歩や高齢化社会が進み国民の総医療費は増加する中で、歯科の保険診療の評価は十分ではなく、医療費全体に占める歯科医療費の割合は長年にわたり横這い状態が続いています。歯科医院の経営が逼迫する中、義歯や冠を製作する歯科技工士や専門職である歯科衛生士の労働条件も厳しい状況に置かれています。

国民の健康を守ることは国の責務であり、新型コロナウイルス対策など公衆衛生や保健事業を自治体任せにするのではなく、国として責任を持って対処することが求められています。

また、患者の窓口負担の軽減や保険給付範囲の拡大も患者・国民の切実な願いであり、国民が安心して良質かつ適切な歯科医療を受けられよう求めます。

以上の通り、地方自治法第 99 条にもとづき、国および政府に「歯科保健事業の拡充と、保険でより良い歯科医療の実現を求める意見書」を提出いただけるよう請願いたします。

<意見書のひな形>

歯科保健事業を拡充し、保険でより良い 歯科医療の実現を求める意見書(案)

口腔衛生の管理や口腔機能を維持することが全身の健康や生活の質(QOL)の向上に効果があり、医療費抑制にも繋がることが明らかになっている。口腔衛生管理は感染症の予防にも効果があり、歯や口腔を健康に保つことは、国民の健康維持に不可欠である。歯科保険診療の改善とともに、国民の口腔内の衛生管理や予防・健康維持をすすめる歯科保健事業の充実が強く望まれている。

しかしながら、公的医療保険の患者自己負担が増えていることに加え、医療技術の進歩に伴う新しい治療行為の多くが保険給付の対象とされていないことから、患者の医療費負担が大きく、歯科診療が受けにくくなっている。また、口腔の健康が全身の健康につながることも十分に周知されていない。

よって、国の責任で、患者の窓口負担を軽減、歯科の保険給付範囲の拡大で、国民が保険でより良い歯科医療を受けられる措置を講じ、併せて国民皆歯科健診の実施や地域での感染予防対策や口腔衛生管理の有効性の啓蒙など、歯科保健事業を充実できるよう、国の施策の改善を強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

令和〇年〇〇月〇〇日

〇〇〇議会

(提出先)衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、厚生労働大臣